

平成28年12月16日

株主各位

京都市上京区東堀川通り一条上ル堅富田町436番地の2

株式会社エスケーエレクトロニクス

代表取締役社長 石田昌徳

第15期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第15期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬具

記

報告事項

1. 第15期(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告および連結計算書類の内容ならびに連結計算書類監査結果を報告いたしました。
2. 第15期(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)計算書類報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、以下のとおりとなりました。

1. 期末配当に関する事項
 - (1) 配当財産の種類
金銭
 - (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき15円の普通配当に、設立15周年の記念配当3円を加え、1株につき18円となりました。
なお、配当総額は195,083,334円となりました。
 - (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年12月19日
2. その他の剰余金の処分に関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 1,000,000,000円
 - (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

変更前	変更後
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 ～ (条文省略) 第24条</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第25条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 ～ (現行どおり) 第24条</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第25条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条 ～ (条文省略) 第32条</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条 ～ (現行どおり) 第32条</p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本件は、原案どおり取締役に石田昌徳、藤原英博、石田敬輔、前野隆一、塩尻和也、上野篤雄、向田泰久、堀修史の8氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり補欠監査役に高木茂太市氏が選任されました。

以上

<期末配当金のお支払いについて>

第15期期末配当金は、同封の「期末配当金領収証」によりお支払いいたしますので、払渡しの期間内（平成28年12月19日から平成29年1月31日まで）に最寄のゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）でお受け取りください。

また、口座振込をご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしますので、ご確認ください。